

上 尾 市  
上尾市消防本部  
上尾市水道事業 訓令第3号  
上 尾 市 議 会  
上尾市教育委員会

本 出 先 機 関  
上 尾 市 消 防 本 部  
上 尾 市 上 下 水 道 部  
上 尾 市 議 会 事 務 局  
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局  
市 立 教 育 機 関  
上 尾 市 総 合 計 画 策 定 委 員 会  
上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム

上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程を次のように定める。

令和6年4月30日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市長 畠 山 稔

上尾市議会議長 田 中 一 崇

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

## 上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム設置規程

### (設置)

第1条 第6次上尾市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、上尾市組織規則（昭和59年上尾市規則第11号）第6条第1項の規定に基づき、上尾市総合計画策定プロジェクト・チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 チームは、総合計画の案の作成に関し必要な次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市の基本的な課題の検討に関すること。
- (2) 施策及びその事例の調査研究に関すること。
- (3) 基礎資料の収集に関すること。
- (4) 各部の所管事項に係る連絡調整に関すること。

### (構成)

第3条 チームは、リーダー1人、サブ・リーダー1人及びメンバー10人をもって構成する。

### (職務従事の形態)

第4条 リーダー、サブ・リーダー及びメンバーは、現所属のまま、必要の都度チームの事務に従事するものとする。

### (関係機関等との協議)

第5条 チームは、その業務の遂行に当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

### (協力要請)

第6条 チームは、その業務の遂行上必要があるときは、関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

### (設置期間)

第7条 チームの設置期間は、令和8年3月31日までとする。

### (幹事会への報告)

第8条 チームは、総合計画の案を作成したときは、その内容を上尾市総合計画策定委員会設置規程（令和6年上尾市・上尾市消防本部・上尾市水道事業・上尾市議会・上尾市教育委員会訓令第2号）第8条第1項の上尾市総合計画策定幹事会（以下この条において「幹事会」という。）に報告しなければならない。

- 2 チームは、幹事会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、総合計画の案の作成に関しその進捗状況を幹事会に報告するものとする。
- 3 前2項の規定による報告の結果に基づき、幹事会がチームに対し総合計画の案の内容に関し指示を行ったときは、チームは、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度幹事会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、行政経営部行政経営課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

- 2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。